

令和 5 年度 東京小 学校開放利用団体登録申請書

団体の名称		東京バレー	
団体	区分	スポーツ団体 学習団体 文化団体 コミュニティ団体 その他の団体 (スポーツ団体)	
	種別	青少年団体 成人団体 高齢者団体 女性団体 その他の団体 (青少年団体)	
団体の目的等		バレーボールを通した青少年の健全育成	会員数 9 人
利用施設		1 体育館 2	
施設の主な利用目的		バレーボール練習・卓球練習など具体的に記入してください。 バレーボールの練習	
団体の責任者	ふりがな	かつしか いちろう	
	氏名	葛飾 一郎	
緊急連絡先 (責任者以外の方)	ふりがな	ももやま じろう	
	氏名	桃山 次郎	
申請者	住所	葛飾区 東 1 丁目 1 番 1 号	
	氏名	葛飾 一郎	
葛飾区教育委員会 葛飾区立 東京 学校長	住所	葛飾区 東 1 丁目 3 番 1 号	
	氏名	葛飾 一郎	
電話		03 (3695) 1111	

・団体責任者及び緊急連絡者は、「区内在住の成人」が要件です。

・団体責任者と緊急連絡者は、別住所の方としてください。

団体責任者も連絡窓口となる場合は、できる限り携帯番号を記載してください。

緊急連絡先は、できる限り携帯番号を記載してください。

団体責任者と同一人物です。(同一氏名、同一住所の記載)

PTAの場合は、PTA会長となります。

(お願い)

- 1 申請書に会(部)員名簿と会則を添付して下さい。但し、自治町会、PTA等公共的団体は省略してもかまいません。
- 2 登録団体になるには、構成員が5人以上で、その過半数が区内に在住・在勤又は在学しており、かつ、責任者と緊急連絡者の方それぞれが成人で区内に在住していることが必要です。
- 3 年度中1回登録すれば、同一年度中は登録団体としての利用が認められます。
- 4 登録は1団体1校が原則です。
- 5 後日、学校開放利用団体登録証を交付します。

提出用 (学 校 用)

団体規約

1 団体の名称(クラブ・チーム名)

東京バレー

登録申請の団体名と同一です。
(団体登録申請書に団体名を入力すると自動入力されます。)

2 組織(会員は、どういうメンバーで構成されているか。子ども・大人、地域等)

例: 利用施設の地域の成人女性で構成している。

小学生の子どもとその保護者

3 目的(競技種目のレベルアップ、文化的目的等)

例: 競技を通して親睦と交流を深める。

バレーボールを通じた青少年の健全育成

4 役員(代表者、庶務、会計等)

例: 代表者は申請書に準ずる。他、以下の役員を置く。

代表者 葛飾 一郎

副代表者 立石 次郎

登録申請の団体責任者名と同一です。

5 会費(月額会費・年間会費・利用時に回収する会費等)

年会費 1,500円 月会費500円

6 その他(利用における団体の約束事があれば記入してください。)

例: 教育施設である事を踏まえ、大切に使用する。

「学校施設利用上の注意」を厳守する。

記入者

葛飾 太郎

団体登録 構成員名簿

令和 5 年度

登録学校名 **東京小**

団体名 **東京バレー**

登録申請書と同一です。
(団体登録申請書に団体名を入力すると自動入力されます。)

団体責任者 及び 緊急連絡者を必ず入れてください。

・構成員5人以上、過半数が区内在住・在勤・在学であることが要件となります。
・〇丁目までの記載も可

「青少年団体」で使用料免除とする場合、過半数が小・中学生であることが要件となります。

No	氏名	成人 未成年	自宅住所又は勤務先住所	年
1	葛飾 一郎	成人	東1-1-1	
2	立石 次郎	成人	東1-1-2	
3	桃山 次郎	成人	東1-3-1	
4	山田 すみれ	未成年	東1	東京小 3
5	中村 れんげ	未成年	東2	東京小 3
6	佐藤 さざんか	未成年	西2	西小 3
7	田中 たんぽぽ	未成年	西1	西小 3
8	池田 すずらん	未成年	東3	南小 3
9	加藤 らん	未成年	東1	東小 3
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

学校施設適正管理に関する誓約書

令和 5 年 4 月 1 日

葛飾区教育委員会 へ

学校名、団体名、住所、電話番号は、
団体登録申請書に入力すると自動入
力されます。
責任者氏名は必ずご本人直筆の署名
(サイン) をお願いします。

使用期間は年度単位です。

学 校 名	東京小 学校
団 体 名	東京バレー
住 所	葛飾区東1丁目1番1号
責任者氏名(署名)	葛飾 一郎
連絡先電話番号	03 (3695) 1111

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年3月31日まで、学校教育用財産である学校施設を使
用するに当たっては、下記の事項を遵守し、使用後には借用時の現状に復して退出することを誓いま
す。

記

- 一 葛飾区立学校施設使用条例等、学校施設開放に関するきまりを守ります。
また、裏面「学校施設利用上の注意」を団体の他メンバーにも説明し、団体として遵守し
ます。
- 一 施設を使用するに当たっては、使用する施設及び備品等は責任を持って管理します。
- 一 開放施設内における事故や犯罪を予防するため、施設の開錠等の防犯や火災発生の防
止にも責任を持って取り組みます。
- 一 学校の授業に支障がないよう、児童、生徒等の教材や展示物には十分に注意を払います。
- 一 施設を使用中に故意又は重大な過失によって区に損害を発生させた場合は、使用者の責
任により損害を賠償します。

以上

《個人情報の取扱いについて》

葛飾区教育委員会は、学校開放利用団体登録申請書及び添付書類に記載の事項(団体責任者
及び緊急連絡者の住所、氏名等)を、学校施設の使用申請受付及び学校施設開放管理業務のた
めに利用いたします。

また、同利用目的の遂行のため、利用する学校及び学校施設等使用申請受付業務について委
託契約している事業者には、当該申請書等記載の事項を情報提供いたします。

なお、法令に定めのある場合を除き、目的外での利用はいたしません。